神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	越前における後北条氏遺臣桜井氏について
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学― 第 33 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2007 年（平成 19 年）3 月
判型	A4（210mm × 297mm）

【研究ノート】

越前における後北条氏遺臣桜井氏について

鳥居和郎

【キーワード】
桜井武兵衛　後北条氏　結城秀康　松平忠直

【要旨】
天正十八年（一五九〇）、豊臣秀吉により滅ぼされた戦国大名北条氏の遺臣の一人、桜井武兵衛は結城秀康に仕えたが、秀康が関ヶ原の合戦後に越前の北ノ庄に転封となると、これに従い同地に赴いた。「結城秀康給帳」などから、結城家に仕官した北条氏の遺臣は四十名を越えることが知られるが、現在、北条と結城（松平）の両時代の文書が原本のまま確認出来る状況にあるのは桜井文書のみである。これまで後北条氏関係の桜井文書はよく知られていたが、本稿では、これまで知られていなかった結城秀康、松平忠直の知行充行状など越前時代の桜井文書の紹介をおこなうとともに、これら文書の他、関連する記録類などをあわせ、後北条氏の遺臣桜井氏が近世武家社会に組み込まれていく過程をみていきたい。

はじめに

天正十八年、豊臣秀吉により滅ぼされた後北条氏の家臣たちは、帰農する者、あるいは他の大名家に仕官する者など、様々な身の処し方を余儀なくされた。本稿で述べる桜井武兵衛は後者に属した人物で、北条氏の滅亡後は下総の結城秀康に仕えた。関ヶ原の合戦の後、秀康が下総から越前に転ずると武兵衛もこれに従った。

現在、桜井文書として後北条氏関係のものは広く知られているが、同家にはそれ以外に越前時代、出雲の松江時代の文書が伝存されてきた。桜井氏は寛永元年（一六二四）、松平忠直の改易にともない、越前の北ノ庄（現福井県福井市）から離れることとなるが、その後いくつかの地を経由し出雲の松江（現島根県松江市）に移った。このような文書伝達の経緯により、越前時代の桜井文書は当該地域の研究者の目に留まることがなかったためか『福井県史』などにも収録されておらず、大部分が未紹介のものである。本稿ではこれらの紹介を行うとともに、後北条氏の遺臣桜井氏の越前時代の様子をみていきたい。

一　桜井氏について

まず、桜井氏について簡単に紹介する。永禄二年（一五五九）段階の後北条氏の家臣の構成をうかがうことができる『小田原衆所領役帳』[1]には、江戸衆として江戸の小石川本所方（現東京都文京区）に五六貫五八一文の所領を持つ「桜井」なる人物を載せるが、この人物は年代から武兵衛の父の左近（和泉守を称した）であろう。さらに、永禄十

年六月十五日付の北条家朱印状から、「桜井」と「興津」の両名は武蔵の品川湊（同品川区）で米の買付を命じられたことが知られるが、[2]この人物も左近とみられる。わずか二件であるが桜井氏と南武蔵との関係をうかがうことができる。

ところが、天正九年（一五八一）十月頃、武兵衛は上野国衆の一員として駿河の泉頭城（現静岡県駿東郡清水町）への在城がうかがえること、[3]また、同十二年十月、父左近の死没により、武兵衛は北条氏より名跡の継承を認められ、[4]ついで十四年七月、上野国内の沖之郷（現群馬県太田市）に五十貫文と十五貫文の同心給が与えられている。[5]これらの事から北条氏は上野支配を貫徹するため、左近の代に桜井氏を上野国内に移転させたとみられる。

同十八年、豊臣秀吉の来寇の危機が高まると、武兵衛は北条氏より上野国衆とともに小田原城入城を命じられた。[6]三ヶ月にも及ぶ籠城後の七月五日、北条氏は降伏し、当主氏直は秀吉より高野山への配流を命じられるが、小田原を離れる直前、武兵衛に対しこれまでの忠節を謝するためか印文未詳の朱印状を与えた。[7]現在、同様の内容の文書が大藤与七、御宿左衛門などにも与えられたことが知られ、[8]三名はいずれも結城家に仕官したため、氏直は何らかの意図をもってこの文書の発給を行ったとみられる。直接的な理由は不明であるが、秀康の実父の徳川家康は氏直にとって義父であるため、両者は義兄弟の関係にあった。また、市村高男氏は秀康のもとに仕官する後北条氏・武田・今川氏などの旧臣は、一旦は家康に何らかの形で掌握されたのち入部したと述べられるが、[9]これらの背景が絡み合い、氏直は文書の発給を行ったのであろう。

二　越前時代の桜井氏と文書

桜井武兵衛が仕えた結城秀康は徳川家康の二男であったが、小牧・長久手の合戦の講和の条件として秀吉の養子となり、さらに小田原合戦の後、秀吉との関係強化を求める下総の結城晴朝の依頼によりその養子となった。秀吉の没後、家康と石田三成らの対立は顕然化し、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦に至るが、家康は会津の上杉景勝の南下を抑えるため秀康を関東に置いた。合戦後、秀康にはその功により越前一国が与えられ、慶長六年八月十四日頃に入部したとされる。[10]

この時、桜井武兵衛は秀康に従い越前に移るが、二十余年にわたる越前時代の様子をうかがうことができる文書や記録類は、現在、何点か確認することが出来る。それらを大別すると、①桜井家に伝来した文書類。②『国事叢記』[11]、「結城秀康給帳」[12]などの松平家の記録類。③江戸時代末に整理された桜井家系図[13]など三種に分けることができる。文書はいずれも原本であるが、記録や系図などは後世の編纂であるため、文書などと関連づけて利用する必要がある。

桜井家に伝来した越前関係の文書は、現在、七通が確認され、それらは〈史料一〉結城秀康知行充行状、慶長六年九月九日付、〈史料二〉結城秀康知行充行状、慶長八年正月九日付、〈史料三〉松平忠直知行充行状、元和二年八月二十二日付、〈史料四〉松平忠直重臣連判状、巳十一月朔日付、〈史料五〉松平忠直掟書、慶長十二年九月七日、〈史料六〉我等はしりめくり之覚、年未詳九月十九日付、〈史料七〉我等

はしりめぐり之覚書、年未詳九月二十五日付である。内容から分類すると一から四までは知行関係である。五は忠直が武兵衛に宛てた掟書である。六と七は武兵衛が関わった合戦の覚書で「桜井武兵衛覚書」として知られるものである。知行関係の文書（一～四）は、『福井県史』や『福井市史』、また、黒田基樹氏の「結城秀康文書の基礎的研究」[14]などにも収録されていない。

次にそれぞれの文書の内容について述べてみたい。なお、これらの文書の図版と釈文は本文の末尾に掲げるが、武兵衛の覚書（六・七）については、すでに本誌三十二号で紹介を行っているため本稿では除外した。また、越前時代の桜井氏に関する松平家側の記録や、桜井家系図（略系図を末尾に掲げた）については、随時、本文中の関連する箇所で紹介を行うこととする。

〈**史料一**〉は、慶長六年九月九日、結城秀康が武兵衛に宛てた知行充行状である。北ノ庄に入った秀康が家臣の知行割りを行った際のもので、同日付の文書は他に十九通が知られる。[15]文書には日付の下部にかかるように二重郭の円形の朱印が捺されるが、この印は文禄二年（一五九三）五月二十一日より用いられ、秀康が死去する直前の慶長十二年（一六〇七）三月二十六日までの使用が確認される。当初は黒印として用いられたが、越前への転封後は、本状などの知行充行状を初見として朱印での使用がみられる。市村高男氏は、朱印と黒印では印文の太さが異なるため別々の印を使用した可能性があること、印文は「秀康」かとされる。[16]

知行の内容は、丸岡領の長屋村と東郷領の水間村にそれぞれ二百五十石ずつ合計五百石が与えられている。また「結城秀康給帳」には武兵衛について「御鉄炮頭衆五百石」と同じ石高が記され、鉄炮頭であったことがわかる。長屋村は江戸時代には坂井郡に属し、田島川下流の左岸に位置していた。現在の地名は坂井市坂井町長屋である。水間村は今立郡に属し、水間川下流の左岸に位置していた。現在の地名は越前市水間町である。また、これら村名の肩書きには郡名を用いず、領名が記されているが、これは秀康と忠直の知行充行状の特徴とされる。[17]

〈**史料二**〉は、慶長八年正月九日、秀康が武兵衛に宛てた知行充行状で、同月日の充行状は他に五通知られるが、[18]これらは六年九月に行われた知行割りを補足するものとされる。[19]

内容は、府中領水間村と東郷領小稲津村にそれぞれ二百五十石ずつ、合計五百石が与えられている。慶長六年の知行充行状では水間村の肩書きを東郷領と記すが、本状では府中領とする。「府中」の領名は足羽郡と大野郡にみられるが、[20]水間村の位置から足羽郡内の府中領であろう。東郷領も足羽郡内であるため領名は異なるものの同じ村であろう。小稲津村は足羽郡内にあり足羽川下流の左岸に位置した。現在の地名は福井市小稲津町である。

ところで、本状には史料一と同じ知行高が記されるが、武兵衛に対し再度五百石の知行が与えられたのであろうか、それとも、同じ石高で知行地の変更が行われたのであろうか、他の秀康の知行充行状を見てみよう。慶長九年十一月十二日の年紀をもつ多賀谷左近宛の充行状は、知行高を示した後に「右、為加増分遣之条」と記され、[21]この充行

が加増であることがわかる。また、秀康時代の文書様式を踏襲した忠直の充行状にも「為加増令扶助訖」などとの文言が付されている。[22]「結城秀康給帳」に「五百石」と記されていることも勘案すると、武兵衛の長屋村内の知行地が小稲津村内に変更されたため、本状の発給が行われたのであろう。

〈**史料三**〉は、元和二年（一六一六）八月二十二日、松平忠直が桜井甚之助に宛てた知行充行状である。桜井系図によると甚之助は武兵衛の二男とする。文書の雰囲気や、印文「忠直」と読める重郭円形の黒印の形、印の据えられた位置なども秀康の充行状と類似する。忠直の知行充行状は『福井県史』資料編によると、本状以外には中根孫右衛門尉に宛てられた慶長十五年四月十六日と元和八年十二月二十三日の二通[23]が知られる程度で、現存するものは少ない。また、忠直の印判の使用をみると公的な文書に使用され、多くは黒印であるが朱印の例も若干見受けられる。[24]

内容は、府中領の千曽供村内に百石、勝山領の浄土寺村内に八十五石、丸岡領の蓮浦村内に二百六十五石、合計四百五十石が与えられている。千曽供村は今立郡内の村名で、現在は武生市域である。浄土寺村は大野郡にあった村名で、現在は勝山市域である。蓮浦村は坂井郡内の村名で、現在、あわら市蓮ヶ浦である。

ところで、本状の石高は史料一・二と近似するが、これらの文書とどのような関係を持つのであろうか。いずれも桜井家に伝存されてきたことから、甚之助が桜井家の家督を継承したかに思える。しかし、桜井系図によると武兵衛の没年は寛永八年（一六三一）、武兵衛の嫡男の十大夫の没年は元和八年であり、[25]本状が発給された時点で武兵衛・十大夫はともに存命しているため、甚之助が桜井家の家督を継承した可能性は少ないものとみられる。桜井系図には甚之助の没年が慶長十七年（一六一二）と解釈できるような記述もあるが、この知行充行状からそれが誤りであることがわかる。『国事叢記』には、元和元年（一六一五）、大坂夏の陣で甚之助が敵一名を討ち取った事が記されるため、[26]この陣功と知行充行は何らかの関連があるのかもしれない。

〈**史料四**〉は、巳年の十一月一日に松平忠直の重臣、本多七左衛門・岡島壱岐守・小栗備後守が連判し、桜井左助に宛てたもので、二百石の知行が充行われたことがわかる。桜井系図は左助を武兵衛の四男とする。また、「桜井武兵衛覚書」にも元和八年（一六二二）、忠直が永見右衛門の成敗を行ったとき、兄の十大夫とともに左助もこれに加わったことが記されている。連判を行った三名は松平家の重臣で、『国事叢記』の元和七年七月九日の記事に「卿（忠直）老臣、本多飛騨守・本多伊豆守・小栗備後守美作守共・岡島壱岐守・本多七左衛門」[27]と五名の重臣の名が記されるが、この中に名前を見ることができる。文書の料紙は秀康や忠直の知行充行状と比べると薄く、寸法も小さい。また、巳の干支が記されるが、連判を行った三名はいずれも寛永元年（一六二四）四月、忠直の改易後に家督を継承した光長が越後の高田へ転封となると、これに従い北ノ庄を離れるため、[28]左助の活動期を勘案すると元和三年（一六一七）とみられる。

知行地として府中領の千曽供村内に百石、勝山領の浄土寺村内に三十五石、丸岡領の蓮浦村内に六十五石、合計二百石が与えられている。

石高は減少しているものの、これらは元和二年に甚之助に与えられた知行地と同じ村々である。左助と甚之助が相給となった可能性もあるが、三ヶ村すべてが相給となることは考えにくい。甚之助の死没などによりその知行の一部を左助が継承したのであろうか。

ところで、文書の書止文言は「御黒印申候儀ハ重而可被下候」とある。「御黒印」とは藩主忠直の印とみられ、後日、改めて忠直から正式の知行充行状が発給されるとの意であろう。前述したように忠直の充行状は慶長十五年四月十六日と元和八年十二月二十三日に中根孫右衛門尉に対し発給され、これらには印文「忠直」の黒印が捺されている。本状はその期間に位置するものであるが、なぜ重臣の連判による知行充行が行われたのであろうか。忠直が病気などで文書の発給ができなかったため、ひとまず重臣の連判で文書を作成し、後に正式の充行状を発給する予定であったのであろうか。元和三年の忠直の動向を『国事叢記』からうかがうと、前年に徳川家康が死没し、この年、日光東照宮が造営されたため、忠直は江戸に将軍秀忠を訪れ、四月には東照宮の参拝を行い、中山道を経由し帰国したことが記される。[29] 帰国の時期は記されていないが、この文書に記される十一月には越前に在国していたとみられる。その後、忠直の病気に関する記述は見られないものの、翌四年には参勤交代を途中で取り止めるなど奇行があったことから、[30] すでに、その前年に政務に支障をきたすような事態が発生していたのであろうか。

また、元和三年頃、知行充行状の発給形式が変更になった可能性も考える必要があるかもしれない。秀康・忠直の時代からずっと後のことになるが、貞享三年（一六八六）三月、福井藩の四代藩主松平綱昌は改易となった。しかし、秀康以来という由緒により幕府は同藩の存続を決め、同年、三代藩主であった昌親（綱昌の養父）が吉品と名を改め再び藩主となった。福井藩はこの事件により藩主による知行充行状の発給を停止し、勘定奉行役が藩士に交付する「御書出」に代えることとなり、[31] 同形式で発給された文書の書止文言は「御朱印者重而可被下旨ニ候」であり本状の書止と類似する。この共通性を考えると文書の発給制度が変更されたとも思えるが、元和八年十二月二十三日の中根孫右衛門尉に宛てた知行充行状では、再び忠直の印判が使用されているため、仮に変更があったにせよ一時的なもの、あるいは宛先に応じて使い分けたのであろうか。なお「御書出」にみられる「御朱印云々」の文言は空文に等しいものであったとされる。[32]

〈史料五〉は、慶長十二年（一六〇七）九月七日、武兵衛に宛てられた五ヶ条にわたる掟書である。すでにこの文書は『大日本史料』に所載されており、[33]『福井県史』通史編でも一部の紹介を行っている。[34] 条目の内容は、夜歩きの制限、食事の内容、かぶき者をかかえ入れることや、芸能者の門付けを禁止するなど家臣に質実さを求めるとともに、年貢率の取り決め方や、百姓の欠落の防止など在地支配に関する指示などである。この年、秀康の死没により忠直は家督を継承したため、代替わり後、初の法令といえるものである。この時、忠直は十三歳であるため秀康以来の家老の本多伊豆守（富正）と今村大炊頭（盛次）の連署による奉書の形をとったのであろう。なお、本文書には当初の懸紙がともに伝わっている。

むすびにかえて

後北条氏の遺臣、桜井氏の越前時代の様子を同家に伝来した史料を中心として述べてみた。「結城秀康給帳」をみると、生国の記載に相模とある者は二十名、武蔵とある者は二十七名を数えることができる。これらがすべて後北条氏の遺臣とは限らないが、かなりの人数が秀康に仕え、越前に移ったとみられる。しかし、これらの家臣の中で北条、結城（松平）の両時代の原文書が、現在、確認出来る状況にあるのは桜井家のみで、この割合からみても文書の伝達には様々な困難があったことがうかがえる。それだけに桜井文書は貴重な存在といえ、これにより戦国時代を生きた武士が近世の武家社会に組み込まれていく過程や、近世大名へと移行する結城・松平家の様子をわずかながらもうかがうことが出来る。

ここで桜井氏のその後について述べてみたい。元和九年（一六二三）、忠直は長年の不行跡により豊後に配流となり、越前の支配関係に大きな変化が発生した。翌寛永元年、武兵衛は松平光長（忠直嫡男）に従い越後の高田藩に移ることになり、[35] 北条氏遺臣桜井武兵衛の越前在国は二十三年間をもって幕を閉じることとなった。また、同年、松平直政（秀康三男）は上総の姉ヶ崎より越前の大野に転封となるが、すでに直政に仕えていた武兵衛五男の源次郎も大野に移動し、同八年に十一男祖兵衛も直政に仕えるなど、[36] 忠直の改易の影響は様々な形で桜井氏の一族に影響を及ぼした。同十年（一六三三）には源次郎・祖兵衛は直政の転封にともない越前を離れ信濃の松本に（同地で源次郎は死没）、さらに同十五年、直政は出雲の松江に転封となり桜井氏も移動するが、同地で源次郎の系譜は途絶え、祖兵衛の系譜が存続し文書の伝達を行うこととなった。

ところで越前時代の桜井文書をみると、知行関係と武兵衛の戦功を伝えるものが大部分である。同様の傾向は戦国期の桜井文書にもみてとれる。一般的に感状などの「名誉系」文書と知行関係の文書は残存率が高いが、保存状態が極めて良好なことで知られる桜井文書だけに、その他の文書の行方が気にかかるところである。桜井氏の越前在国の頃、大名の改易や減封が相継ぎ、浪人や他家へ仕官する武士が増加したが、桜井氏もこれを体験し幾度かの移転を余儀なくされた。このような状況のなかで、自家の存続や家格の維持に備え、伝達すべき文書の選択が行われた結果ではなかろうか。

追記

小稿で紹介した文書類の調査や、その後の寄託などについては桜井元昭氏より様々なご高配を戴いた。ここに記し、改めて感謝申し上げます。

註

(1) 佐脇栄智校注『小田原衆所領役帳』七二頁。
(2) 『戦国遺文』後北条氏編、第二巻、一〇二五号文書。
(3) 拙稿「桜井武兵衛覚書について―内容とその成立背景の検討―」『神奈川県立博物館研究報告 人文科学』第三二号所収。
(4) 『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、二七一六号文書。
(5) 『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、二九八一号文書
(6) 『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、三二二〇・三五六五号文書。
(7) 『戦国遺文』後北条氏編、第五巻、三九二三号文書。
(8) 『戦国遺文』後北条氏編、第五巻、三九二二・三九二四号文書。結城家には桜井、大藤、御宿の三名以外にも北条家遺臣が仕官しているため、現在、確認されていないものの同様の文書が発給された可能性はあろう。
(9) 市村高男「豊臣大名の歴史的位置―結城秀康を中心として―」『地方史研究』第一八一号所収。
(10) 黒田基樹「結城秀康文書の基礎的研究」『駒沢史学』第四十八号所収。
(11) 『国事叢記』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会翻刻・刊行（原本は福井藩士田川清介著、弘化三年序文）。
(12) 『福井市史』資料編四、一九〇頁。
(13) 桜井兼之助（天保八年生）が伝来する文書などから整備した系図。武兵衛の父の左近より記される。初期の人物については史料的な限界もあり、誤りの箇所もある。例えば武兵衛の石高は伝存の知行宛行状の石高を合算し千石としている。なお、末尾に略系図を掲げた。
(14) 註10と同じ。
(15) 註10と同じ。
(16) 市村高男「関東における非北条氏系領主の印章」『戦国期印章・印判状の研究』所収、岩田書院。
(17) 『福井県史』通史編3、二六〇頁。
(18) 註10と同じ。
(19) 註9と同じ。市村氏は、「この時の知行割の対象は主として寺社であり、その他は寄子給や加増分が中心であった」とされる。なお、慶長六年と八年の両方に名前が見られる家臣は武兵衛の他に熊谷勘助がいる。
(20) 註17と同じ。
(21) 『結城市史』第一巻、古代中世史料編、二五〇頁。
(22) 『福井県史』資料編3、二九三・二九四頁、中根孫右衛門尉宛、慶長十五年四月十六日付、元和八年十二月二十三日付の知行充行状。
(23) 註22と同じ。
(24) 『福井県史』資料編8、二三四頁に記載のある敦賀市の西福寺宛の元和六年八月八日と同八年八月八日の忠直の寺領寄進状には朱印を用いている。
(25) 系図以外にも「桜井武兵衛覚書」には、元和八年、忠直が永見右衛門の成敗をおこなった時、十太夫と佐助はこれに加わり、十太夫が討死したことを記す。
(26) 『国事叢記』福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会翻刻・刊行、七二頁。
(27) 前掲、『国事叢記』八九頁。
(28) 前掲、『国事叢記』一一九頁。
(29) 前掲、『国事叢記』八五頁。
(30) 『福井県史』通史編3、一三二～三頁。
(31) 日本古文書学会編『概説古文書学』近世編、一三〇頁。なお、知行充行状だけではなく寺領寄進状なども同様の体裁をとっている。例えば『福井県史』資料編3の七〇三頁に、貞享四年七月の大安寺宛の寺領寄進状を載せるが、奉行とみられる根来と大谷の二名の名前が記される。また、冒頭に「覚」と記される点も同様である。
(32) 註31と同じ。
(33) 『大日本史料』第十二編之五、五九頁。
(34) 『福井県史』通史編3、一二九頁。
(35) 前掲、『国事叢記』一二〇頁。
(36) 桜井系図。なお、この人物は「松平直政給帳」（『新修島根県史』史料編二、一一四頁）に曽之介と記される人物であろう。

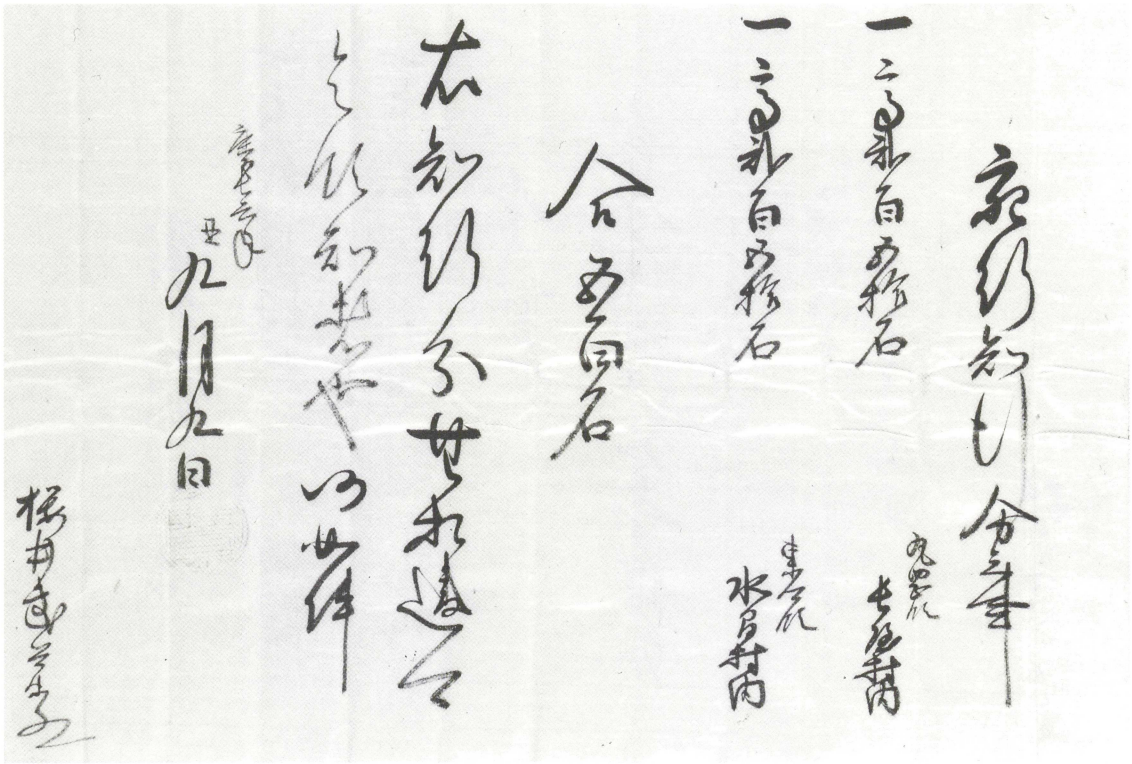

縦31.8㎝　横47.3㎝　（印の直径3.9㎝）

〈史料一〉結城秀康知行充行状

宛行知行分之事

一　高貳百五拾石　丸岡領　長屋村内

一　高貳百五拾石　東郷領　水間村内

合五百石

右知行分、無相違可

令領知者也、仍件如、

慶長六年丑九月九日（朱印）

桜井武兵衛殿

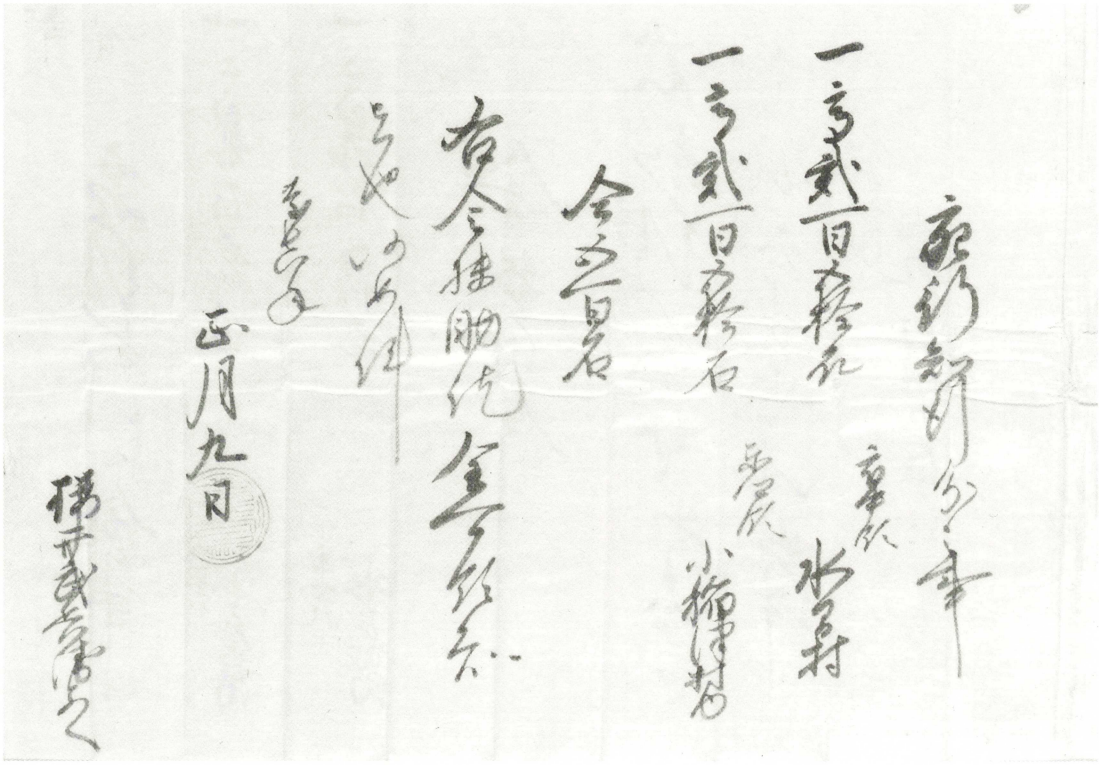

縦31.6㎝　横46.5㎝　（印の直径3.9㎝）

〈史料二〉結城秀康知行充行状

宛行知行分之事

一　高貳百五拾石　府中領　水間村

一　高貳百五拾石　東郷領　小稲津村内

合五百石

右令扶助訖、全可領知

者也、仍件如、

慶長八年　正月九日（朱印）

桜井武兵衛殿

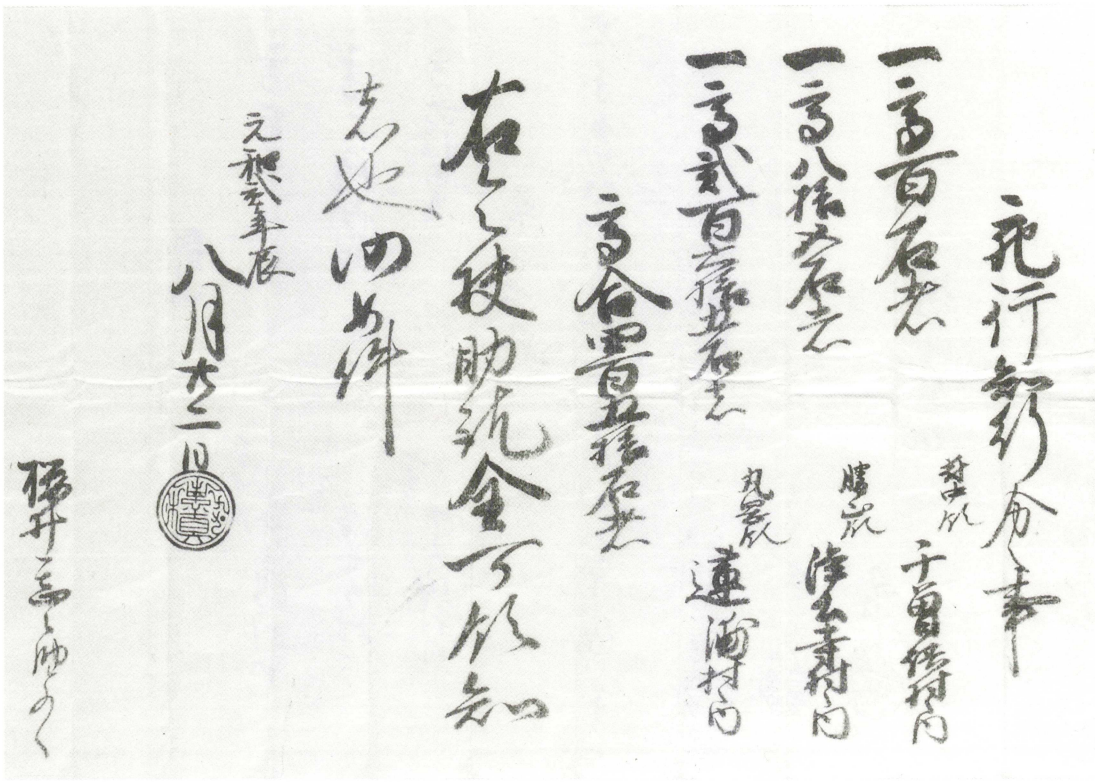

縦36.0㎝　横52.5㎝　（印の直径3.7㎝）

〈史料三〉松平忠直知行充行状

宛行知行分之事

一　高百石者　府中領　千曽供村之内

一　高八拾五石者　勝山領　浄土寺村之内

一　高貳百六拾五石者　丸岡領　蓮浦村之内

高合四百五拾石者

右令扶助訖、全可領知

者也、仍件如、

元和貳年辰　八月廿二日（黒印）

桜井甚之助殿

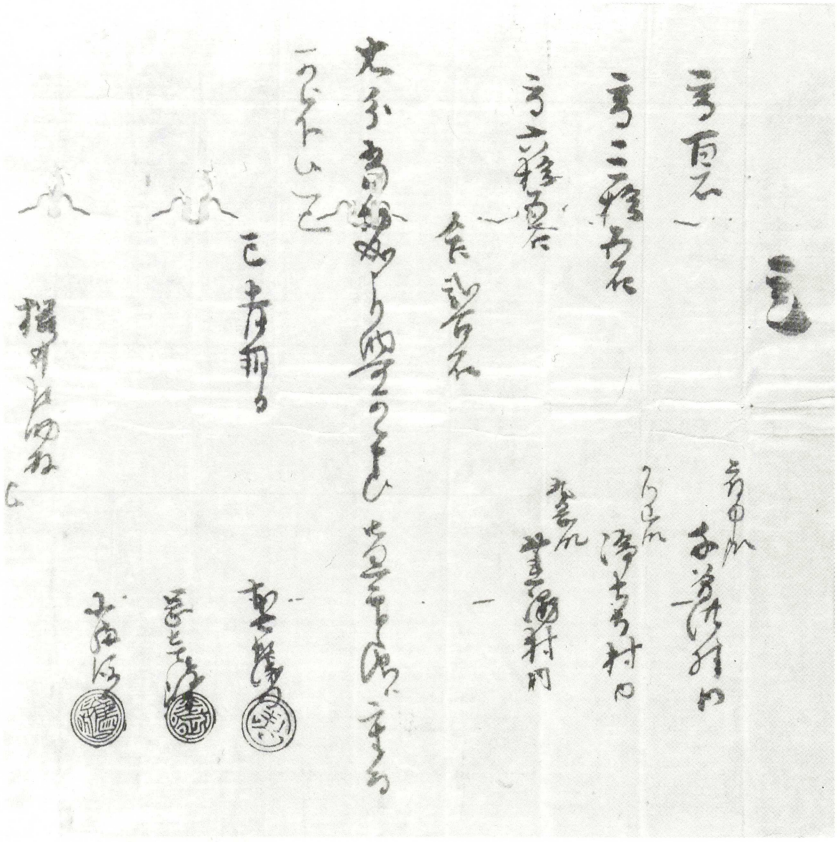

縦32.0㎝　横32.2㎝　（印の直径1.8、2.1㎝）

〈史料四〉松平忠直重臣連判状

覚

高百石　府中領　千曽供村内
高三拾五石　かつ山領　浄土村内
高六拾五石　丸岡領　蓮浦村内
合貳百石

右分當物成より納所可被申候、御黒印申候儀ハ重而可被下候、以上、

巳十一月朔日　本七左衛門（黒印）
岡壱岐守（黒印）
小備後守（黒印）

桜井左助殿　かしく

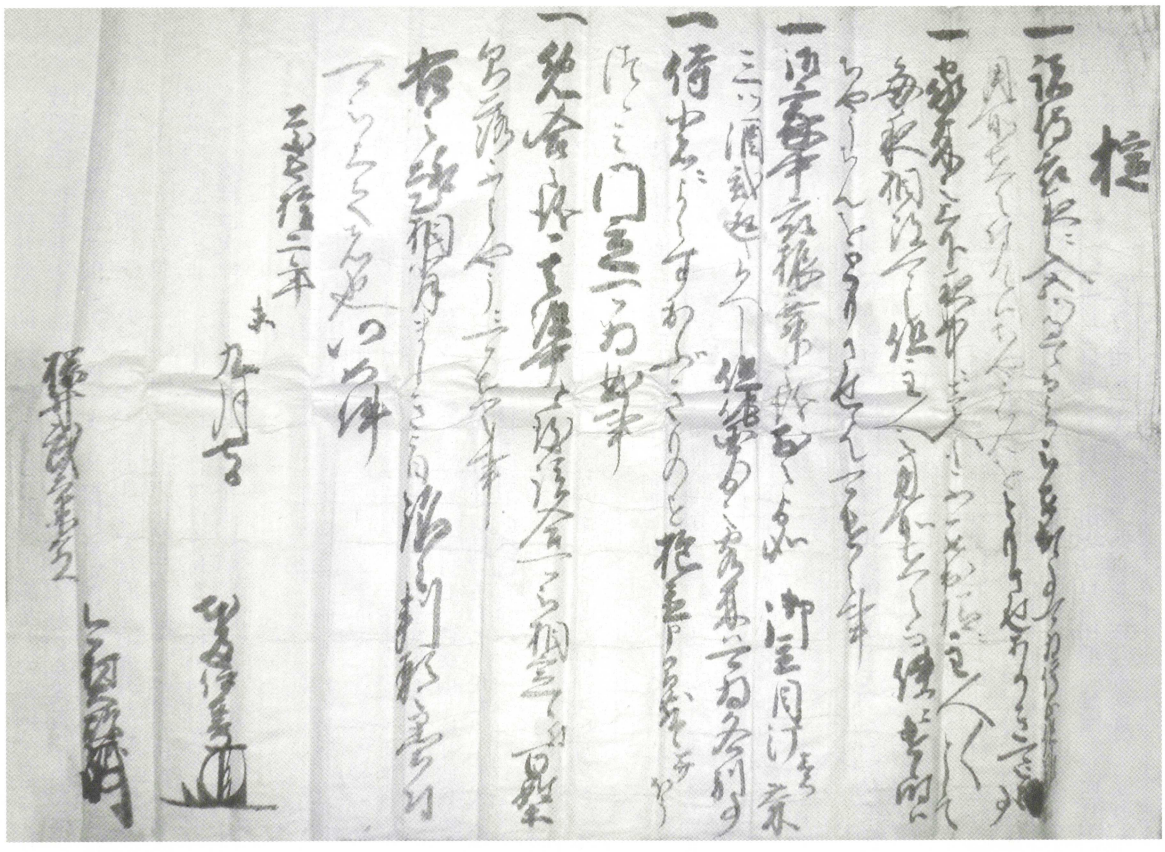

縦35.8㎝　横51.0㎝

〈史料五〉松平忠直掟書

掟

一　諸侍衆、夜ニ入五ッ過候而より、被罷出候事為停止、但、難去用所在之付てハ、ちやうちんをともさせ、あるき可被申候事、

一　家来之上下、夜中ニ壹人も不罷出様ニ、主人〳〵として毎夜相改可申候、但、主人之用所在之而、使ニ遣候時ハ、ちやうちんをともさせ候て可遣候事、

一　御家中衆振舞之儀、前々ゟ如　御置目、汁壹ツ、菜三ツ、酒貳返たるへし、但、他国ゟ之客来ハ、可為各別事、

一　侍・小者ニよらす、かぶきものを抱置申間敷候、並、ふうつゝみ門立可為曲事、

一　免合之儀ハ、其組中と致談合可被相定候、付、百姓等欠落不申候やうニ可在之事、

右之趣、相背ましき旨、銘〻判形之墨付可被上之者也、仍如件、

慶長拾二年
九月七日（末）

本多伊豆守（花押）
今村大炊頭（花押）

桜井武兵衛殿

桜井家略系図

本図は、桜井兼之助（天保八年生まれ）が編集した系図をもとに作成した。兼之助は、桜井武兵衛の十一男祖兵衛（「松平直政給帳」に桜井曽之助とみえる人物であろう）から八代目にあたる。桜井氏は祖兵衛の系譜がその名跡を伝えたため、系図は武兵衛元勝と子供達の関係、また、祖兵衛元真以降を中心に構成されている。系図には各人の履歴等を記すが、特に祖兵衛流の記事は詳細に記されている。その他は史料的な限界のためか簡略な記述で、他の史料と齟齬をきたす箇所もある。

本図の人名の脇の〔　〕内は、系図にみえる履歴の記事の抜粋である。本図は系譜関係の理解を主眼とするため、大部分の記述は割愛した。また、疑問の箇所には？を付し、他の資料類から補った記事は〈　〉内に記し、その出典は（　）内に略称で示した。略称は次のとおりである。桜井武兵衛覚書＝武、国事叢記＝国、結城秀康給帳＝結、松平直政給帳＝松、桜井文書＝桜。

- 左近
  〈天正十二年十月頃没（桜）〉
- 武兵衛元勝
  〔越前で五百石、足軽三十人預り、寛永八年七月十七日没、七十五歳〕
  〈秀康の給帳に「鉄炮組頭衆、五百石、武蔵国、桜井武兵衛」とあり（結）。慶長十九年、大坂冬の陣に参陣、五百石、足軽二十五人（国）。寛永元年、松平光長に従い越後の高田に移動（国）〉
  - 嫡子 十大夫〔元和八年没、忠直、永見右衛門を成敗の時、武兵衛ともにと討手に加わり討死〕
  - 二男 甚之助〔慶長十七年の久世但馬騒動の頃に死去と記す？〕〈元和元年、大坂夏の陣で戦功（国）。元和二年、忠直より知行四百五十石（桜）〉
  - 三男 市十郎〔慶長十九年、大坂の陣に参陣、忠直の高名に助力〕
  - 四男 佐助〔忠直改易後、小笠原山城守預りとあり〕〈元和八年、永見右衛門の成敗に武兵衛・十大夫とともに討手に加わる（武）〉
  - 五男 源次郎元重〔大坂の両陣に参陣。上総姉ヶ崎で松平直政より二百石、越前大野で百石、都合三百石、寛永十三年八月十八日、松本にて死没、四十三歳〕
  - 武兵衛元定〔家督を継承、三百石、出雲で百石加増。延宝三年四月十四日没〕〈直政給帳に「大番三番、四百石、桜井源次郎」とあり（直）〉
    - 武兵衛〔綱近より家督を許され三百石、弟没後、その知行百石を加えられ、都合四百石、のちに改易となる〕
    - 宇右衛門〔元禄二年九月二十四日病没〕

六男
三郎左衛門〔不覚者故、祖父武兵衛？の指図で成敗さる〕

七男
武大夫〔越前にて病死〕

八男
弁之助〔浪人、島原の乱で討死〕

九男
肥前〔出家、還俗し島原の乱にて高名、松平但馬に仕官、その後、病死〕

十男
左近〔浪人、豊後にて病死〕

十一男
祖兵衛元真
〔寛永八年、越前大野で直政に仕える。松本を経て、同十五年出雲の松江で百五十石。寛文十二年八月、綱隆より百五十石加増さる。延宝四年六月死去、六十六歳〕
〈直政の給帳に「大番二番、百五十石、桜井曽之助」とあり（直）〉

二代
源次郎 ― 三代
刑部 ― 四代
源次郎 ― 五代
祖兵衛元如 ― 六代
武兵衛武久 ― 七代
門次元正 ― 八代
兼之助